

男女共同参画を進めるための  
表現等に関するガイドライン

～日常生活からジェンダー平等を一緒に考えませんか？～

令和3年 月 改訂  
多治見市

## はじめに

男女共同参画社会を実現することは、多治見市がさらに住みよいまちへと発展していくための大切な要素です。「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識は、長い歴史の中で、社会的・文化的に形成されています。性別に捉われず、誰にでも優しく、気持ちのよい社会にするために、従来の生き方や役割の意識変革が必要となってきます。

そのための取り組みの一つとして、今回、平成 11 年に作成された「ジェンダーフリーガイドライン」を 21 年ぶりに改訂しました。日常生活の中で何気なく使用する言葉やイラスト・写真、事業等を行う際の留意事項について、具体的に記載しています。

市職員をはじめ、市民のみなさまがジェンダー平等について、どのような表現がより望ましいか、どのような配慮をするとより適切か考えていく手がかりとしてご活用ください。インターネットやテレビ等でジェンダー平等について報道される中で、ご自身で気になったり、ご家族等で話し合ったりすることがあると思います。そんな時、このガイドラインを参考にしてみてください。ふとしたきっかけで考えていただくことが適切な表現や理解につながり、ひいては、それが本市の男女共同参画社会の実現につながります。なお、今後も社会情勢の変化により必要に応じて見直しをしていきます。

# 目次

「たじみ男女共同参画プラン」における位置付け	…… 3
1. 表現について	…… 4
2. 事業等の実施について	…… 8
3. LGBTQ について	…… 9
Q&A	…… 10
<参考にしたもの>	…… 11

## ○「たじみ男女共同参画プラン」における位置付け

多治見市では、平成 10 年 2 月に 10 カ年の計画期間の「たじみ男女共同参画プラン（以下、「プラン」）」を策定し、以後、平成 20 年に第 2 次プラン、平成 30 年に第 3 次プランを策定しています。

このプランに基づき、性別に関係なく、一人ひとりが尊重される男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策を実施しており、本ガイドラインは、その施策の一つとして作成したものです。

## ○ねらい

このガイドラインは、作成する発行物（冊子、チラシ、ポスター、リーフレット等）、音声を含む発信（ホームページ、SNS等）、写真や映像、実施する事業等が、男女共同参画の意識に基づき、人権を尊重した表現等になっているかどうかを確認し、性別に関わらず人々のあり方をより適切に表現、配慮するための手がかりとして大いに活用されることを目的としています。性別に関わらず、すべての人が個性を発揮できる社会となることを目指しています。

なお、本ガイドラインは、日常生活における表現等を強制するものではありません。

## ○対象

多治見市をはじめ、市民のみなさまが作成する発行物（冊子、チラシ、ポスター、リーフレット等）、音声を含む発信（ホームページ、SNS等）、写真や映像、及び実施する事業等を対象とします。

# 1. 表現について

## (1) 基本的な考え方

男女共同参画社会基本法の制定により女性が幅広い分野へ進出している現在、様々な生き方や家族が存在するため、性別に捉われない表現にすることが大切です。

また、往々にして「人＝男性」という表現がみられたり、女性を単に注意を引くための存在として表現したりする場合がありますが、すべての人が含まれることを意味する場合には、性別による差別のない包括的な表現や呼び方をし、また、尊厳を傷つけることのないような表現に配慮することが大切です。

## (2) ことば (五十音順) ※具体例を記載しています。

何気なく使っている言葉だからこそ、より適切な表現を選びましょう。



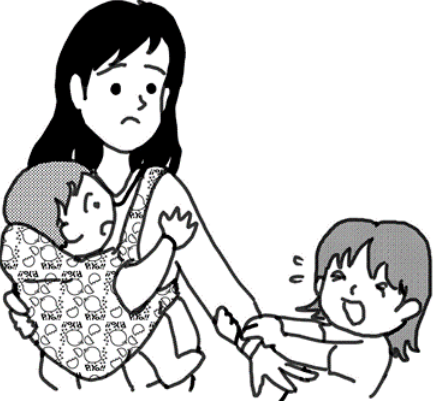



例えば、下記の①～③について必要な表現かどうか考えてみましょう。

- ①性別により職業・役割を限定する表現（例：看護婦、保母）
- ②性別による「らしさ」といったイメージにとらわれた表現（例：女々しい）
- ③「人」＝「男性」といった男性中心型社会を反映する表現（例：サラリーマン、父兄）

好ましくない表現	好ましい表現の例	理由
OL	会社員、働く女性	「若い女性」という意味として使われる場合が多い。職業名、英語でもなく、男性を表す対となる言葉がない。
帰国子女	帰国児童、帰国生徒、帰国学生	「帰国子女」は、「海外から帰国した児童・生徒を指す言葉」で一般に定着した表現。「子」で「男」を代表させ、女性を別扱いする表現となる。
サラリーマン	会社員、従業員、職員	「マン」が男性を意味し、男性だけを念頭に考えている言葉になる。
主人、家内 旦那、女房 奥さん	夫、妻、配偶者、パートナー、つれあい	「主人、家内」等は、既婚の男性及び女性を表す言葉で、男性を主たるもの、女性を従たるものと表現している。家の奥にいるというイメージの「奥さん」という意味になる。

好ましくない表現	好ましい表現の例	理由
少年	子ども、学生、高校生など、状況に応じて	「少年」は一般的用法では、女の子を含んでいない表現となる。
女性〇〇、女子〇〇、女流〇〇、女〇〇	冠詞としての「女性、女子、女流、女」はつけない。	社会で活動する人間は男性と考えられており、女性であることを強調することになる。
父兄	保護者	「父兄」は、児童等の保護者を男性に特定した言葉である。
ママさん〇〇	可能な限り「ママさん」は使用しない	子どもの有無によって仕事への責任や評価が変わるものではない。大人の女性がすべて既婚者で母親であるわけではない。
未亡人	死別した女性	夫が亡くなっても、夫が女性の存在を決めるという性差別語である。
老女	年齢・性別の情報が必要なときは「〇歳、女性」	年齢を重ねることで衰えたり、価値が下がったりすることをイメージさせる。男性を表す対となる言葉がない。
嫁	息子の妻	漢字の成り立ちから「家の女」となっており、「嫁」に行く、「嫁」をもらうなどかつての家父長制的家制度に基づいた考え方を表している。

(3) イラスト・写真

好ましくない表現	好ましい表現の例	備考
<p>家事は、女性の役割という印象を与えるもの</p> 	<p>家事は、女性と男性が共同で行っている印象を与えるもの</p> 	
<p>子育ては、女性の役割という印象を与えるもの</p> 	<p>子育ては、女性と男性が共同で行っている印象を与えるもの</p> 	
<p>職業には、女性の職業と男性の職業があるという印象を与えるもの</p> 	<p>職業は、能力・個性により、性別に捉われない印象を与えるもの</p> 	<p>「医者は男性」、 「保育士は女性」というような職業の固定化をしない。</p>

好ましくない表現	好ましい表現の例	備考
<p>仕事の分担の固定化を印象づけるもの</p> 	<p>性別に捉われない仕事の分担を印象づけるもの</p> 	<p>「受付は女性」、「プレゼンテーションは男性」というような仕事の分担の固定化をしない。</p>
<p>加害者（悪い人・強い人）は男性、被害者（善い人・弱い人）は女性という印象を与えるもの</p> 	<p>性別に捉われない立場を印象づけるもの</p> 	<p>「男性はだます人、悪い人」で「女性はだまされやすく、意思決定能力が劣る」というような印象を助長しないよう配慮する。</p>
<p>伝えたいこととは関係なく、女性を人目をひくためのアイキャッチャーとして使っているもの</p> 	<p>女性の外観や性的側面のみを飾り物のように取り上げず、本当に伝えたいものを伝える</p> 	<p>人の目を引くために「女性を使う」ことにより、性が商品化されていくことのないよう配慮する。</p> <p>※アイキャッチャー 人目を引くための方法。</p>



## 2. 事業等の実施について

### (1) 基本的な考え方

職場や地域活動等で代表的な地位は男性が務める、意思決定の場において女性の参画率が低いなど日常に潜むジェンダーや性別による固定的な役割になっていませんか。もし心当たりがありましたら、男女共同参画を意識することが大切です。

### (2) 各留意事項

各種事業や業務で配慮すると好ましい点

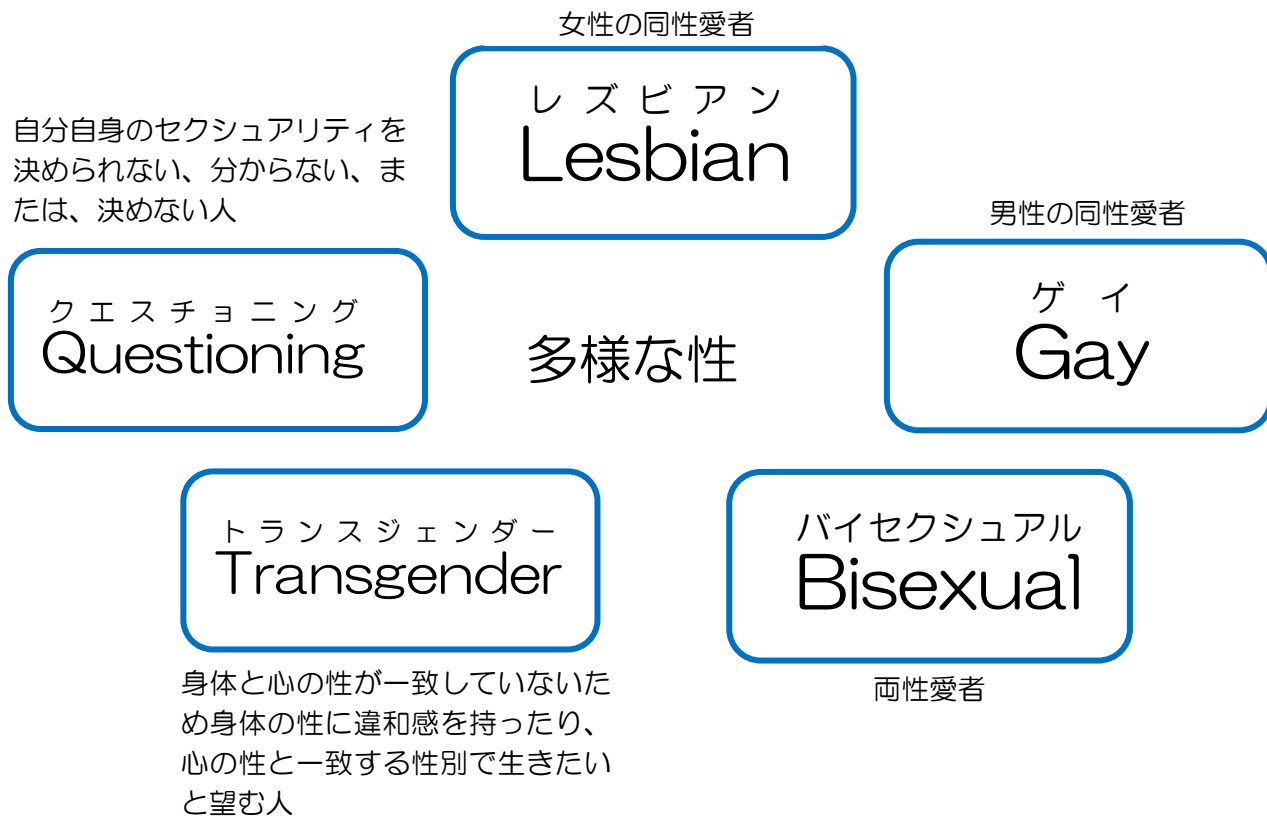
- ①名簿が男性優先にならないこと（例：委員会名簿、会議の配席など）
- ②性別による募集を行わないこと
- ③性別による役割分担の印象を与えることを避けること（例：お祭りの際のテント設営は男性、炊き出しは女性といった分担を決めつけないなど）
- ④性別に関わらず参加できる環境にすること（例：託児を設けるなど）
- ⑤立場や役職が男性優位とならないようにすること
- ⑥会議の構成において、片方の性に片寄らないようにすること
- ⑦研修・出張の機会を均等にすること
- ⑧性別に関わらず指導の仕方を同等にすること

### 3. LGBTQ について

LGBTQ とは、「L」Lesbian (レズビアン)、「G」Gay (ゲイ)、「B」Bisexual (バイセクシュアル)、「T」Transgender (トランスジェンダー)、「Q」Questioning (クエスチョニング) の頭文字をとった言葉です。近年、LGBTQ への関心が高まっており、取り巻く状況も変わってきています。

多様な性のあり方を理解し、接するようにしましょう。

※現在、LGBTQ 以外にも、多くの性のあり方があるとされています。



#### (1) 配慮

##### ①書類等の性別欄

性別欄の記載を任意（法律等で決められたものを除く）にし、不要な性別欄をなくすなどの配慮をしましょう。

##### ②施設等の利用

例えば、トイレの使用は、本人の意思をなるべく尊重しましょう。障がい者用や多目的トイレは、男女ともに共用で使用できるようになっています。

##### ③災害の対応

想定されることをあらかじめ整理しておきましょう。（困りごと、必要とする支援、避難所での配慮など）



## <参考にしたもの>

- ジェンダーフリーガイドライン  
～ジェンダーフリーをすすめるための、多治見市職員の職場環境や市発行物の表現等に関する指針～  
多治見市 1999年7月
- 第3次たじみ男女共同参画プラン  
多治見市 2018年3月
- 『きっと変えられる性差別語 私たちのガイドライン』  
上野千鶴子+メディアの中の性差別を考える会 三省堂 1996年4月
- にっしんの表現指針～性別に関わらず多様な視点で考えよう～  
「ことば」と「イラスト」当たり前と思っていた表現がちょっとおかしい!  
日進市 市民協働課 2019年3月

発行：多治見市役所 環境文化部 くらし人権課

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL：0572-22-1128（直通）

0572-22-1111（内線1152、1153）